

令和3年度第6回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 午後1時30分から午後2時56分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森潔	恵
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川和	廣
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田隆	隆
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	正
〃	12番	福田淳一郎	〃			司
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正

4. 欠席委員 (1名)

委員 23番 加藤修 委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 0名)

新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみで開催

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 36号 非農地証明について
議案第 37号 鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第 38号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 39号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
(2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第6回鳥取市農業委員会総会を開会します。</p> <p>(鳥取市農業委員会憲章唱和)</p>
事務局 長	<p>会長あいさつをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局 長	<p>最初に定足数の確認を行います。本日は議席番号23番の加藤委員より欠席の報告をいただいています。24名中、23名の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します。</p> <p>以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、議席番号3番河毛委員、5番下田委員をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号16, 17の2件ありまして、整理番号16番につきましては、河原町牛戸の売買で、下限面積が50aのところを、今回の申請地を取得されますと135aとなります。</p> <p>また、整理番号17番、国府町上地につきましては、下限面積50aに対しまして、申請地の面積を取得しますと99aとなります。こちらも売買となっております。</p>
議長	<p>整理番号16番を審議します。担当農業委員の田淵委員、報告をお願いします。</p>
田淵委員	<p>譲受人と推進委員、農業委員の3人で現地確認しました。譲渡人は体調がすぐれないということで欠席でしたが、当日、推進委員がお宅を訪問し確認しています。</p> <p>譲受人の実家は神馬で農地は、すべて神馬の方にあります。農機具はトラクターや軽トラックなど細かいものは全部そろっています。神馬の場合、生産組合があり田植え機、コンバイン、ライスセンターがあり、田植え、稲刈り、乾燥とかはそちらの方を利用されています。主に梨、りんごを栽培しています。今回の申請地は自宅の近くで、もう作付けしないところを今回買うことになったものです。買われた後、しっかり栽培するかを確認したところ、昨年までは水田として利用されていましたが、今後は、家に近いので、畑として利用したいとの事でした。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号16番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。</p> <p>整理番号17番を審議します。担当農業委員の山田委員報告をお願いします。</p>
山田(準)委員	<p>推進委員、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。この土地は譲受人の家のすぐ裏でして、3年前から耕作しています。今年もきれいに、野菜の作付けをされており、管理が行き届いていました。</p> <p>譲渡人は上地の出身ですが、現在は国府町の下の方に出ており、通って栽培するとい</p>

		うことは難しいということで買ってもらうことにしたものです。 譲受人の経営面積は99aとなっておりますが、山の奥の方なので、すべてに作付けしているわけではありませんが、作付けしてないところでも保全管理されており、荒らしている農地はありません。 子どももあり、今後もしっかり管理できるということと、チェックシートに照らしても、問題ないということをお報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号17番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。
議	長	続きまして、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号は26番から31番となっておりますが、整理番号26番は今回取り下げとなっておりますので報告します。 したがって、整理番号27番から31番の5件になります。 整理番号27番、申請地は河原町布袋、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっております。 整理番号28番、申請地は鹿野町末用、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号29番、用瀬町鷹狩、転用目的は駐車場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっております。 整理番号30番、用瀬町鷹狩、転用目的は建築条件付売買予定地、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっております。 整理番号31番、国府町国分寺、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっております。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。
議	長	整理番号27番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩	永	委員
		推進委員と譲渡人の立会の下に現地確認をしました。図面を見てわかるように県道に面しており、隣は住宅となっている。今回の申請で譲受人は娘さんで、分かれ家を建てるということです。チェックシートに照らしても何ら問題ありません。許可相当と思われます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号27番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 整理番号28番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂	川	委員
		家が手狭になったということで、本宅の前の所有農地に住宅を建築したいというもの

		です。推進委員と現地を確認し、チェックシートも見ましたが何ら問題ありません。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号28番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号29番、30番を一括で審議します。担当農業委員の安東委員、報告をお願いします。
安東委員		この案件は、先月申請があったが取り下げになった案件です。先月の場合はすべて宅地転用でしたが、今回の29番については、駐車場に転用したいと、残りの部分は宅地転用するというものです。先月の申請の時点で推進委員2名と申請者と一度現地確認していましたので、今回は推進委員2名と私の3名で現地確認しました。 チェックシートに照らしても何ら問題ないですし、隣地の同意書ももらっているようなので、この件については妥当ではないかと思えます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号29番、30番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 整理番号31番を審議します。担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		この案件は、8月の総会において農用地区域からの除外の承認を受けたものです。推進委員、譲受人、譲渡人と一緒に現地確認を行いました。息子さんが地元に戻ってくるので住宅を建てるということですが、実家の方は手狭で建てるスペースがないので、自分の所有する田んぼに家を建てるというものです。チェックシートに照らしてみても問題なく、他の農地に影響を及ぼすこともないと思えますので、問題ないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号31番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議	長	引き続き議案第36号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は91番から98番、合計8件となっています。整理番号92番と94番は、市街化区域になっております。

		申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議	長	整理番号 9 1 番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		これは農道と住宅建築予定地の間にある細長い農地で、農地として管理は難しく、草が繁茂することも考えられるため、宅地と一体化ということで許可したいと考えています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号 9 1 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 2 番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 9 2 番、申請地は卯垣 3 丁目となっております。現状としましては、昭和 3 9 年ごろに宅地造成され、現在は建物の所有者が建物敷地の一部として利用されています。人為的潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっております。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号 9 2 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 続きまして整理番号 9 3 番を審議します。 担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		事務局、推進委員、申請者で現地の確認を行いました。1 筆は昭和 2 8 年に住宅を新築し、現在も住宅敷地として利用されています。残りの 2 筆は、従前は果樹園で梨を栽培していましたが、平成 6 年頃から耕作しておらず、現在は原野化しています。 長期間耕作しておらず、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地と判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 9 3 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号 9 4 番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 9 4 番は、申請地が賀露町西 3 丁目となっております。現況としましては、3 0 年以上前から建物が建っており、現在は宅地として利用されているものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号94番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号95番を審議します。担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員		事務局、推進委員と私の3名で現地を確認しました。この農地は神戸から明治に抜ける道を通っていきますが、耕作放棄されていて草が繁茂している状態で、チェックシートに従って調査しましたが何ら問題がないと考えられます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号95番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号96番を審議します。担当農業委員の岩永委員は当事者ですので退席していただきまして、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		岩永農業委員の農地ですが、畑地は原野化してしまっていて耕作できない土地となっております。傾斜地で、進入路も人が歩く程度のもので墓地に行く人が使われている程度であり、問題ないと思われまます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号96番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号97番を審議します。担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安東委員		推進委員2名と事務局とで現地確認しました。現状は20年以上前から倉庫、農機具庫が建ってしまっていて、トラクターが入れてありました。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し農地行政上も特に支障のないと認められる土地となっております。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号97番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号 98 番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		推進委員、事務局、私の 3 人で現地確認しました。推進委員に確認したところ、30 年以上前からこの状態だったとの事です。申請者は市外在住で、母親は施設に入所している状態でした。管理者はいなくチェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 98 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 以上で議案第 36 号「非農地証明について」を終了します。
議	長	引き続き議案第 37 号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		農業振興地域農用地区域に編入する土地の所在等について別紙をご覧ください。資料の 3 ページになります。こちらは 8 月に農振への編入、除外にプラスしての編入のところですが、河原 1、河原町佐貫 156 筆が追加となっております。この部分だけの意見を求められています。河原町佐貫集落の守るべき農地として維持管理していくこととしたためです。
議	長	猪口委員、報告をすることがあればお願いします。
猪口委員		元々、公共事業の関係で農振から除外されたところで、今回の編入は水路の関係のみであり、除外した農地の一部だけである。私は戻すならすべてを戻すべきではないかと考える。 今回の編入に関し、地元集落の総会的なものはやっていないし、農業委員、農地利用最適化推進委員は相談を受けていない。
議	長	編入すべき農地はまだあるはずなので、地元の意見を聞いて進めるべきではないかという意見を付けて決定ということではよろしいか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案につきましては意見を付けて決定とさせていただきます。 続きまして、議案第 38 号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 一部訂正があります。6 ページで現況地目が田になっていますが、正しくは畑です。また、利用権の内容が水稻になっていますが、正しくは青刈りトウモロコシですので、2 点訂正をお願いします。 利用権の設定をしようとする者が、新規 11 件で更新が 3 件となっております。権利種別の内訳は、賃借権 7 件、使用貸借権 7 件の計 14 件となっております。面積につきましては田 15, 118㎡、畑の面積が 14, 378㎡、その他 1, 060㎡の計 30, 556㎡となっております。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第38号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第39号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙となっている農用地利用配分計画(案)をご覧ください。 権利の種別として、賃借権が6件、使用貸借権が2件の計8件となっています。面積は、田2, 545㎡、畑3, 944㎡の計6, 489㎡となっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第39号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
		報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	これで令和3年度 第6回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後2時56分